

堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金交付要綱

平成22年9月1日制定

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、泉北ニュータウン内の良質な賃貸住宅ストックを活用し、特定の入居者が負担する家賃を引き下げるのに要する費用を補助することにより、泉北ニュータウンへの若年、子育て世帯等の定着、誘引及び泉北ニュータウン外転出の抑制を図ることを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 泉北ニュータウン 別表第1に掲げる地域
- (2) 世帯 住居と生計をともにしている又はする予定の人の集まり
- (3) 新婚世帯 8(1)に規定する申込日現在において、申込者本人が婚姻してから1年以内又は婚姻予定であり、申込者本人と配偶者又は配偶者となる予定の者の満年齢の和が80歳以下である世帯
- (4) 若年世帯 8(1)に規定する申込日現在において、申込者本人が婚姻しており、申込者本人と配偶者の満年齢の和が80歳以下である世帯
- (5) 子育て世帯 8(1)に規定する申込日現在において、申込者本人が義務教育修了以前の子（以下「指定被扶養者」という。）を扶養し、現に同居する世帯
- (6) 年間所得 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条の適用を受ける給与所得を有する場合は当該給与所得額、給与所得以外の所得を有する場合は所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得額、また両方を有する場合はその合計額
- (7) 世帯所得 世帯全員（婚姻予定者にあつては、申込者及び同居予定者）の年間所得を合計した額
- (8) 公的賃貸住宅 次のいずれかに該当する賃貸住宅
公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅

独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅

特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅

- (9) 給与住宅 会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で整備する賃貸住宅
- (10) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額。(共益費及び駐車場使用料等、直接住宅の賃借料と認められないものを除く。)
- (11) 家賃の滞納 9(1)に規定する補助金の交付申請日現在において、交付申請対象期間における家賃が支払われていないこと。

5 補助事業等

- (1) 補助対象者は、補助対象住宅を補助対象入居者に賃貸する者(以下「補助事業者」という。)とする。ただし、本市が課税する市税を滞納している者を除く。
- (2) 補助対象住宅は、泉北ニュータウン内に立地し、次の要件をすべて満たす住宅とする。ただし、公的賃貸住宅及び給与住宅を除く。
 - 規模について、1戸当たりの床面積(共同住宅にあつては共用部分の面積を除く。)が次の要件を満たしていること。
 - ア 戸建て住宅においては75㎡以上
 - イ 共同住宅においては55㎡以上
 - 耐震性能について、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 昭和56年改正以降の建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていること。
 - イ アと同等の耐震基準に適合していることを証明する書類の交付を受けていること。
 - 家賃が5万円を超えていること。
 - 7(1)に規定する登録申請日現在において、不動産業者等に賃貸の代理又は媒介を依頼し、募集家賃が決定されていること。
- (3) 補助対象事業は、補助事業者による補助対象入居者に対する補助対象住宅の賃貸事業とする。
- (4) 補助対象入居者は、新婚世帯、若年世帯、子育て世帯のうち、次の各号のすべてに該当する入居者とする。
 - 世帯所得が、797万2千円以下であること。
 - 自ら居住するための住宅を必要とするものであること。
 - 新たに補助対象住宅に入居し、本要綱による家賃減額を受けていないこと。
 - 生活保護法による住宅扶助を受けていないこと。
 - 世帯全員(婚姻予定者にあつては、申込者及び同居予定者)が、本市が課税する市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象経費は、補助対象入居者の入居を支援するために設ける新たな減額家賃(以下「アシスト家賃」という。)と家賃との差額(以下「家賃支援額」という。)とする。
- (6) アシスト家賃は、本来の家賃から減額した家賃で5万円を下回らない額とする。

6 補助金の額及び補助の期間

(1) 補助金の額は、補助対象入居者毎に次式により算出する。

補助金の額 = 月額家賃支援額 × 四半期毎の実績月数

ただし、その執行は市の予算の範囲内で行い、補助対象入居者毎に月額2万円を上限とし、補助対象入居者に家賃の滞納がある期間は実績月数から除く。

(2) 補助を行う期間は、補助対象入居者毎に補助を開始した月から60月を限度とし、その執行は市の予算の範囲内で行うものとする。なお、入居開始日が月の初日以外の日であるときは入居日の属する月の翌月から補助を開始するものとし、退去日が月の末日以外の日であるときは退去日が属する月の前月で補助を終了するものとする。ただし、補助を行う期間にかかる入居希望者の募集等は別途定めるものとする。

7 補助事業者の申請

(1) 補助事業者は、賃貸借契約の締結までに、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件確認申請書(様式第1号)を市長に提出し、要件確認の通知を受けなければならない。

(2) 申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、 から 及び 、 については過去5年度内の申請において、同一の補助事業者が同一の書類を提出している場合は不要とする。

建物の登記記録全部事項証明書

所有者以外の者にあつては、住宅を第三者に賃貸する権利を有することを証明する書類

住宅の位置を表示した付近見取図

住戸ごとの床面積を表示した各階平面図

住宅が5(2)に規定する耐震性能の要件を満たしていることを証明する書類

住戸の直近の募集家賃を確認できる書類

補助事業者誓約書(様式第2号)

補助事業者の市税の調査に関する同意書(様式第3号)

その他市長が必要と認める書類

(3) 市長は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件確認申請書(様式第1号)の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件確認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

8 補助対象入居者の申込み

(1) 補助対象入居者は、賃貸借契約の締結までに、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件確認申込書(様式第5号)を市長に提出し、要件確認の通知を受けなければならない。補助対象入居者が、新婚世帯、若年世帯、子育て世

帯のうち、複数の要件に該当する場合は、いずれかの要件で申込みするものとする。

(2) 申込みにあたっては、次の書類を添付しなければならない。

世帯全員の続柄が記載された(婚姻予定者にあつては、申込者及び同居予定者の)
住民票又は登録原票記載事項証明書(発行日から3月以内のもの)

婚姻届受理証明書(発行日から3月以内のもの。婚姻予定者にあつては、婚約証明書(様式第6号)及び婚姻にかかる誓約書(様式第7号))

世帯全員(婚姻予定者にあつては、申込者及び同居予定者)の直近の住民税課税証明書(発行日から3月以内のもの。ただし、指定被扶養者については不要)

補助対象入居者誓約書(様式第8号)

世帯全員(婚姻予定者にあつては、申込者及び同居予定者)の補助対象入居者の市税の調査に関する同意書(様式第9号)(ただし、指定被扶養者については不要)

その他市長が必要と認める書類

(3) 市長は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件確認申込書(様式第5号)の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件確認通知書(様式第10号)により補助対象入居者に通知し、補助事業者はその写しを送付する。

(4) 補助対象入居者は、要件確認の通知を受け、申込みした住宅に入居したときは、次の表の左欄各項に定める書類をそれぞれ右欄各項に定める期日までに市長に提出しなければならない。

書類	期日
新住所における世帯全員の続柄が記載された住民票又は登録原票記載事項証明書	入居日から30日以内
賃貸借契約書の写し	入居日から30日以内
婚姻届受理証明書 (婚姻予定者のみに限る)	入居日の属する四半期 (6月、9月、12月、3月) の末日まで

9 補助金の交付の申請

(1) 補助事業者は、毎年度次の表の左欄各項に定める対象期間に応じてそれぞれ右欄各項に定める期日までに、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金交付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

対象期間	期日
4月1日から 6月30日まで	7月10日
7月1日から 9月30日まで	10月10日
10月1日から 12月31日まで	1月10日
1月1日から 3月31日まで	3月31日

- (2) 堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金の交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。なお、規則様式第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号は使用しない。

堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業実施報告書兼収支決算書
(様式第12号)

対象期間におけるアシスト家賃の入金を確認できる書類

- (3) 市長は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第13号)により、補助金の交付を申請した補助事業者(以下「交付申請者」という。)に交付決定及び補助金の額の確定通知を行うものとする。なお、規則様式第4号、第9号は使用しない。

10 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要綱の趣旨によるアシスト家賃を設定し、本来の家賃と併記し、入居希望者への説明を行い、賃貸借契約書にも記載すること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 規則の規定に従うこと。

11 交付申請の取下げ

交付申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に交付の申請を取り下げることができる。

12 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日以内に、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第13号)の写しを添えて、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金交付請求書(様式第14号)により、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。なお、規則様式第10号、第11号は使用しない。

13 更新手続

- (1) 7の規定に基づき補助対象住宅の要件確認申請を行い、アシスト補助金の交付を受

けた補助事業者は、当初申請年度の次年度以降、毎年6月1日から6月30日までに堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件更新確認申請書（様式第15号）により申請内容の更新手続きを行わなければならない。

（2）更新申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

補助事業者の市税の調査に関する同意書（様式第3号）（ただし、過去5年度内に同意書を提出している者については不要）

その他市長が必要と認める書類

（3）市長は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件更新確認申請書（様式第15号）の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業住宅要件更新確認通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（4）8の規定に基づき補助対象入居者の要件確認申込みを行い、アシスト家賃の適用を受けた補助対象入居者は、当初申込み年度の次年度以降、毎年6月1日から6月30日までに堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件更新確認申込書（様式第17号）により申込内容の更新手続きを行わなければならない。

（5）更新申込みに当たっては、次の書類を添付しなければならない。

世帯全員の続柄が記載された住民票又は登録原票記載事項証明書（発行日から3月以内のもの）

世帯全員の当年度の住民税課税証明書（ただし、指定被扶養者については不要）

世帯全員の補助対象入居者の市税の調査に関する同意書（様式第9号）（ただし、指定被扶養者又は以前に同意書を提出している者については不要）

賃貸借契約の内容に変更がある場合は、契約書の写し

その他市長が必要と認める書類

（6）市長は、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件更新確認申込書（様式第17号）の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業入居者要件更新確認通知書（様式第18号）により補助対象入居者に通知し、補助事業者にその写しを送付する。

14 資格の喪失

（1）次のいずれかに該当したときは、補助事業者は補助を受ける資格を喪失する。

新婚世帯又は若年世帯の補助対象入居者において、夫婦が離婚したとき。ただし、指定被扶養者を扶養している場合には適用しない。

新婚世帯の補助対象入居者において、婚姻予定で要件確認を受けたが、市の指定する期日までに入籍を完了しなかったとき。

子育て世帯の補助対象入居者において、指定被扶養者の扶養を外し、または住民登録（外国人登録を含む）を他へ異動させたとき。

補助対象入居者が、生活保護法による住宅扶助を受けたとき。

から の要件に該当しているにもかかわらず、補助対象入居者が届出を行わず、又は補助対象入居者本人がその事実を認知しない場合であっても、その後、その事実が判明したとき。

補助対象入居者が、要件確認の通知を受け、申込みした住宅に入居したが、指定の期日までに 8（4）に規定する書類の提出がなかったとき。

13 に規定する更新手続において、指定の期日までに必要書類の提出がなかったとき、又は提出した内容が適当と認められなかったとき。

その他、虚偽の事実が判明したとき。

- （2）補助対象入居者の帰責事由によらずに補助事業者が補助を受ける資格を喪失し、アシスト家賃の適用を受けることができなくなった補助対象入居者については、5（4）の規定を適用せず、6（2）の規定による当該入居者にかかる補助期間の残期間に限り、他の補助対象住宅に転居してアシスト家賃の適用を受けることができるものとする。

15 補助事業者及び補助対象入居者の報告義務

- （1）補助事業者及び補助対象入居者は、14（1）に該当したとき及び要綱に定める提出書類の記載内容に異動等があったときは、当該異動等を市長にすみやかに届け出なければならない。異動等の届出にあたり、補助事業者及び補助対象入居者が提出書類の記載内容を変更するときの手続きは、13の規定を準用する。ただし、書類の提出期日及び必要な添付書類については、市の指定に従うこと。
- （2）補助事業者は、補助期間の終了又は補助期間途中で補助対象入居者の退去等により補助事業を終了したときは、堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業終了届出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。提出の期日については、9（1）の表を準用し、事業終了日が表の左欄各項に定める対象期間のいずれに属するかに応じてそれぞれ右欄各項が定める期日までに提出しなければならない。

16 補助金の経理

補助事業者は、この補助金について、経理を明らかにする書類、帳簿等を整備し、最終交付年度終了後3年間保存しなければならない。

17 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表第1

対象地域	
泉ヶ丘地区	宮山台各丁、竹城台各丁、三原台各丁、高倉台各丁、茶山台各丁、若松台各丁、晴美台各丁、槇塚台各丁
梅地区	桃山台各丁、原山台各丁、庭代台各丁、御池台各丁
光明池地区	赤坂台各丁、新檜尾台各丁、鴨谷台各丁、城山台各丁

住宅の住所が対象地域と対象外地域にまたがる場合は、住宅の住所の一部が対象地域内であれば全体を対象地域内と見なす。